様式第３号(第１２条関係)

会　　議　　録

会議の名称	平成２１年度第６回環境審議会
開催日時	平成２２年２月１８日(木)　午後２時から３時２７分まで
開催場所	中央公民館３０１講座室
出席委員(者)氏名	福岡義隆委員長、古市民雄副委員長、小林昭子委員、菅井敬二委員 田中恵美子委員、田代宇八郎委員、鈴木誠実委員、遠間洋平委員 伊勢谷英子委員
欠席委員(者)氏名	永瀬秀男委員
担当課職員職氏名	市民生活部長　椎葉祐司 環境課　課長 会田久雄、環境保全係長 五十嵐隆幸 環境保全係主任 豊田武志、環境保全係主任 鈴木康雄
会議次第と会議の公開又は非公開の別	１　開　会 ２　委嘱書交付 ３　議　事（公開） （１）環境保全条例改正について （２）環境保全協定制度改正についての答申案の承認について （３）その他 ３　閉　会
非公開の理由(会議を非公開にした場合)	なし
傍聴者の数	０人
会議資料の名称	１　環境保全条例改正（案）について ２　環境保全協定手続きフロー図（改正版） ３　環境保全協定制度の見直しについて（答申）案
会議録の作成方法	□録音機器を使用した全文記録 ■録音機器を使用した要点記録 □要点記録
会議録確認指定者	田代宇八郎委員、鈴木誠実委員
その他の必要事項	なし

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)	
	1　開　会　（五十嵐係長） 本日の欠席者　永瀬秀男委員 **2　委嘱式** 市議会選出委員の変更により、山崎勝他委員から代わりました、小林昭子委員に椎葉部長より委嘱書が交付された。 **3　会長挨拶** 福岡会長　以下について確認が行われる。 定足数の確認については、９名出席により定足数に達しているため会議を開催する。 会議録署名委員の指名については、田代宇八郎委員、鈴木誠実委員に決定する。 会議の公開と傍聴人数の決定については、会議を公開とし、傍聴人数を５人とする。 4　議事 **（1）環境保全条例改正について** **福岡会長**　議事の１番目、「環境保全条例改正について」、事務局から説明をお願いします。 **事務局（五十嵐係長）**　はじめに、資料２の環境保全条例改正（案）について説明を行います。１ページは、環境審議会で委員から出された意見をまとめたものです。 1は、地域説明会関係で、条例第６８条の６に、①説明会の再実施を地域住民が市に求めることができる。②住民側と事業者側の歩み寄りがない場合、市長が、事業者側の対応や住民要望の正当性を環境審議会に諮問し、今後の方針を決定する。③専門的知識を持ったオブザーバーの出席を求めることができると規定しました。2 は、駐車場関係で、条例第６８条の２に、①敷地面積の１０％以上の駐車スペースを敷地内又は隣接地に確保する。②事業計画に沿った駐車スペースを敷地内又は隣接地に確保できない場合、１km以内に待機スペース確保すると規定しました。3 は、緑地関係で、条例第６８条の３に、敷地面積の１０％以上の広さの緑地を設けると規定しました。4 は、事実の公表関係で、条例第６８条の１４に、事業者が環境保全協定を締結するまでの経過等を公表することについて、必要な内容を規定しました。また、5 は、地域説明会に出席できなかった住民の意見反映を規則に規定することにしました。その他に、条例第６８条の環境配慮事業の定義に特別管理産業廃棄物に関する事項を追加すること、及び既存条例の文言整理などを行うことについて説明する。 **福岡会長**　ただ今の説明について、質疑をお願いします。 **福岡会長**　私の方から、第６８条の３第２項の「緑地施設の面積の換算方法は、規則で定める。」の規則は、まちづくり整備基準条例の規則ですか。 **事務局（会田課長）**　規則は、条例が確定してから作るものなので、今回は提示しておりません。ここで言っているのは、緑地面積の換算方法を規則に定めるにあたって、現在のまちづくり整備基準条例施行規則に準じていくということです。 **小林委員**　第６８条の３第１項の７行目の「の面積の敷地面積に対する割合を」の面積

	の前の「の」は「は」ではないか。 **事務局（五十嵐係長）**　（　）をはずして考えれば、「緑化施設の敷地面積に対する割合」を１００分の１０以上にということで、誤りではありません。 **菅井委員**　前条の駐車場の確保での規定と同様に、％で表せばいいのではないですか。 **事務局（会田課長）**　最終的に、文書担当による法規審査・文言整理が行われるので、表現の違いは調整されます。 **小林委員**　第６８条の７第２項の「市長は、環境配慮事業意見書に不当な要請を記載してはならない。」という規定は、なぜ追加されたのですか。 **事務局（五十嵐係長）**　環境配慮事業意見書には、市が定めた基本的な環境対策事項等に、地域説明会における住民要望などを取り入れることを明記したため、住民要望を取り入れるにあたって、不当な要望については除くことを規定しました。 **古市副会長**　不当な要望とは、法律に反するものですね。法律に反する要望は、当然許されないのだから、規定する必要はないのではないですか。 **事務局（会田課長）**　住民側と事業者側の歩み寄りがない場合に、事業者側の対応や住民要望の正当性について環境審議会に意見を求め、今後の方針を市長が決定します。そのときに常識の範囲を超えた様な要望は、事業者に求められないという規定を追加しました。 **古市副会長**　住民から出された意見に対して、不当という表現はよろしくないと思う。取り入れられない意見はあるにしても、もっと柔らかな表現にしてください。 **事務局（会田課長）**　適切な表現に訂正します。 **菅井委員**　今の表現と同様に、第６８条の６第６項の「説明会の再実施を求めることの可否について」の「可否」という表現も他にありませんか。 **事務局（会田課長）**　これについても、文書担当と調整をしていきます。 **田代委員**　私の提案した地域説明会への専門的知識を持ったオブザーバーの出席ということは、住民に対してアドバイスをしてもらえる人に出席してほしいということです。この改正案では、今までの「市の職員を出席させることができる」の市の職員が識見を有する者に変わっただけで、意見を求めることができるという規定がなければ、出席しても今までの職員同様、中立でアドバイスがもらえないのではないですか。 **事務局（五十嵐係長）**　同条第１項で、市も地域説明会の対象者になることを明確に定めたので、市職員も意見を述べることができ、識者も同様と考えます。 **事務局（会田課長）**　審議会で出された意見を基に、識見を有する者にオブザーバーとして出席してもらい、住民へのアドバイスや意見を出せるように、この規定を設けました。 **福岡会長**　識見を有する者に市職員も入っているのですか。 **事務局（五十嵐係長）**　市職員は第１項の規定により、地域説明会の対象者として出席することになります。 **古市副会長**　説明会に出席できなかった住民の意見を求める時期ですが、説明会の前になりますか。説明会の後からでは、また説明会のやり直しということになりそうですが。 **事務局（会田課長）**　事業者が説明会の対象地域に回覧するお知らせに、事業計画の概要とともに、出席できない人の意見を記載するための書式を付け、前以て回収するよう

に考えています。その意見を地域の代表者等に説明会で出してもらうように規則に盛り込む予定です。

小林委員　駐車場の規定で、１km以内に待機スペースを確保とありますが、１kmが小松川のどのくらいの範囲なのか、資料があるとわかりやすいと思います。

古市副会長　条例の対象地域は、小松川だけでなく市全域なので、小松川からどのくらいの範囲かということではなく、単純に事業者の敷地から半径１km以内、歩いて１５分位の範囲です。

小林委員　わかりました。１kmのイメージがわかなかったのでお聞きしました。
敷地から離れて駐車場を作る場合、その駐車場について、地盤が弱いとか、まわりの道路が狭いとかで駐車場に適していない場合もあるのではないですか。大型車の通行で道路を壊してしまうなどの問題が起きないように、チェック体制を整えてもらいたいと思います。

事務局（会田課長）　駐車場の規制について、環境保全条例に盛り込むことはできませんが、農地の埋め立てを行うには、農地転用許可や農振除外認可が必要であり、駐車場にする場合は道路公園課との協議も必要になり、チェック体制は整っています。

小林委員　駐車場の設置が認められた場合でも、道路が壊されたりすることがあるので、意見として述べました。

事務局（会田課長）　既存のまちづくり整備基準条例などで、規制がかけられるので、この条例で規制する必要はないということです。

遠間委員　駐車場や緑地の確保というのは、新規で進出してくる事業者が対象ですか、すでに営業している事業者についても、適用するのですか。

事務局（会田課長）　基本的に、新規の事業者が対象で、既存の事業者も建て替えなどのときには一部該当します。また、既存の建物には壁面緑化などを取り入れていただくように働きかけます。

遠間委員　私は、小松川のパトロールに参加していますが、緑が少ないと感じるので、既存の施設でもお願いしたいと思います。

（２）環境保全協定制度改正についての答申案の承認について

福岡会長　それでは、質疑が出尽くしたようですので、議事の２番目の「環境保全協定制度改正についての答申案の承認について」事務局より説明をお願いします。

事務局（会田課長）　資料４の環境保全協定制度改正についての答申案について、説明いたします。答申案の前文については説明を省略させていただき、審議会において、委員から出されました環境保全協定制度改正案意見について説明します。はじめに、①地域説明会について、説明会の再実施の決定と住民と事業者の意見が食い違った場合の対応は、既存の規定では、事業者に市民要望に可能な限り応えるように指導し、事業者の対応によって、説明会を再実施するかを市の判断で決定していました。改正案では、事業者側が真摯に対応しない場合や住民要望が一般常識や法令を超えている場合で、双方歩み寄りがないときは、正当性を環境審議会に諮問し、最終的に協定を締結するか否かを市長が決定することを規定します。続いて、②地域説明会での事業者の説明は、専門的なことが多く住民にとって分かりにくいことから、専門的知識を持った中立的な立場

のオブザーバーの出席を求めることができるよう規定します。③今までは、地域説明会に出席できなかった住民の意見が反映されなかったのですが、欠席者の意見も反映できるように規定します。④路上駐車を防止するため、搬出入に必要な最低限の広さとして、敷地面積の１０％以上の駐車スペースを敷地内または隣接地に確保することを新規に規定します。⑤事業計画に沿って見込まれる待機車両用の駐車スペースを敷地から半径１㎞以内に確保することを新規に規定します。⑥隣地への騒音、振動、粉塵等の影響を軽減し、良好な生活環境を確保するため、壁面緑化や屋上緑化を含めて敷地面積の１０％以上の広さの緑地を設けることを新規に規定します。⑦今までは、事業者が環境保全協定を遵守しなかった場合のみ公表することになっていましたが、事業計画を出してから環境保全協定を締結するまでの経過等をホームページ等で公表することができるように規定します。以上が改正案の説明ですが、答申案について一部訂正をお願いします。答申案の前文の８行目「公表することを考案いたしました。」の「考案」を「議論」に、記の１（１）の４行目「市長が、事業者側の対応や住民要望の正当性を環境審議会に諮問し」を「市長は、環境審議会の意見を聴いたうえで」に訂正願います。

福岡会長　この答申案が、市長に提出されることになるので、前文についても読んでいただけますか。

事務局（会田課長）　前文朗読

福岡会長　ただ今の答申案について、ここで意見を求めて、訂正がある場合、訂正されたものを改めて示すことになりますか。

事務局（五十嵐係長）　委員の意見も出尽くしたようですので、訂正箇所があればこの場で、その部分を訂正し、答申案として承認していただければと考えます。

福岡会長　それでは、この答申案でよろしいか、審議をお願いします。

福岡会長　審議会の意見が取り入れられた答申案であり、よくできていると思います。ここで１５分間休憩します。

（３）その他

福岡会長　審議を再開します。答申案について、意見がないようなので、承認するということでよろしいですね。［委員の承認］　では、議事の３番目「その他」について事務局より説明をお願いします。

事務局（五十嵐係長）　答申案を承認いただきましたので、環境保全条例改正までの今後の日程について、説明いたします。審議していただきました答申につきましては、このあと、市長と日程調整いたしますが、会長におかれましては調整が難しいため、今回は、古市副会長に審議会を代表して、答申していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。［委員の承認］　古市副会長よろしくお願いいたします。次に、市長が答申を受けた後、本日説明した環境保全条例改正案について、法規審査を経て、パブリックコメントを行い、６月議会に上程する予定でございます。また、今回の答申をもちまして、平成２１年５月２１日付で諮問された案件の審議は終了いたします。慎重審議していただきありがとうございました。なお、委員の任期は、平成２３年５月２０日までとなっておりますので、今回の改正項目の中の地域説明会で再実施を求める判断についての意見を必要とする場合や別案件についての諮問が行われた場合は、審議をお願いいたしま

す。

福岡会長　それでは、本日の審議をもちまして、平成２１年５月２１日付で市長から諮問された案件の審議はすべて終了いたしました。慎重審議いただきありがとうございました。

５　閉会

古市副会長より挨拶

福岡会長　以上で審議会を終了します。長時間ご苦労様でした。

椎葉部長　審議委員へのお礼の言葉

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年3月4日

署名委員　鈴木誠実

署名委員　田代宇八郎